

# 原村分別収集計画

(令和2年から令和6年)

平成31年4月

長野県 原村

# 原 村 分 別 収 集 計 画 目 次

1	計画策定の意義	P2
2	基本的方向	P2
3	計画期間	P3
4	対象品目	P3
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	P3
6	容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	P4
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	P5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	P6
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	P7
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	P7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	P8
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	P8

# 原 村 分 別 収 集 計 画

## 1 計画策定の意義

私たちの生活形態は近年多様化が進み、生活環境は快適に過ごせるようになりました。しかし、これに伴い家庭生活や事業活動により排出される廃棄物の量は増加しています。有害物質による地下水汚染、さらにはダイオキシンなど化学物質による地球環境や、人体への影響など多くの問題が発生しております。とりわけ環境影響の問題から焼却施設、埋立て処分場を始め廃棄物の処理に必要な施設は容易に建設できない状況にあります。その中で原村、茅野市、富士見町の3市町村ではごみ処理施設の一元化を図るため令和3年稼働に向け諏訪南行政事務組合を事業主体とした施設の建設予定です。現在茅野市一般廃棄物最終処分場および、原村と富士見町が可燃ごみ焼却灰等を埋め立てている南諏衛生施設組合一般廃棄物最終処分場の埋立残余容量が逼迫している状況にあるため、焼却灰を地域外の民間最終処分場に搬出し、最終処分場の延命化を図っています。このような危機的状況からごみとして最終処分される量をできる限り減らし、環境への負担を抑えるためごみの排出量を抑え、限りある資源を有効活用するために、ごみをリサイクルする循環型社会を構成していくことが重要です。このため、住民、事業者、行政が流通、消費、処理までの過程において責任と役割を認識し循環型社会作りに取り組んでいく必要があります。このことから、本計画に容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき一般廃棄物の容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の**3R**（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

原村の豊かな自然環境を後世に受け継ぐため、これまで大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済のあり方、生活様式を見直し、ごみを排出しない、ごみを再資源としてリサイクルする循環型社会の構築が本計画を推進することにより図られるものと考えられます。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ すべての関係者が一体となった広域的取組みによる環境負荷の低減
- ・ 容器包装廃棄物の排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり

- ・ 焼却施設、リサイクル関係施設の集約、共同化、合理化による公共事業費の縮減

### 3 計画期間

本計画の計画期間は令和 2 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに改定する。

### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第 8 条第 2 項第 1 号）

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
容器包装廃棄物	504.2t	509.3t	514.4t	519.5	524.7t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を推進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては、住民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

また、廃棄物減量等推進員によるリサイクル活動を推進する。

- 各種住民団体の育成、住民意識の醸成と分別の徹底

各種住民団体で、リサイクルやごみ減量化の取組みを従来から実施してきたが、これらの団体の指導育成を図るとともに、リサイクルやごみ減量に対する住民意識の醸成を促し、分別の徹底を図る。

- 学校教育での環境教育及び啓発活動の充実

リサイクルやごみ減量への啓発のため、清掃センターのごみ収集状況の見学会の開催や、授業での視聴覚を利用した環境教育と啓発活動を実施する。

- 過剰包装の抑制、買い物袋持参の徹底

レジ袋無料配布の中止や、繰り返し使用可能な買い物袋（マイバッグ）持参の徹底を普及促進するとともに、地域協定を活用した関係者の連携により、小売店での容器包装合理化を行なう。

- リターナブル容器、再生資源を原料とした製品の積極的な利用、販売促進を推奨する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力度、南諏衛生施設組合が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	無色のガラスびん
	茶色のガラス製容器	茶色のガラスびん
	その他のガラス製容器	その他のガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		収集していない ※その他雑紙として収集
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		白色の発泡スチロール製食品トレイ （以下「白色トレイ」と表記）
		ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	41.1t		41.1t		41.2t		41.2t		41.2t	
主としてアルミ製の容器	16.6t		16.6t		16.7t		16.5t		16.7t	
無色のガラス製容器	(合計) 9.5t		(合計) 9.5t		(合計) 9.5t		(合計) 9.5t		(合計) 9.6t	
	(引渡額) t	(独自処理額) 9.5t	(引渡額) t	(独自処理額) 9.5t	(引渡額) t	(独自処理額) 9.5t	(引渡額) t	(独自処理額) 9.5t	(引渡額) t	(独自処理額) 9.6t
茶色のガラス製容器	(合計) 10.7t		(合計) 10.7t		(合計) 10.7t		(合計) 10.7t		(合計) 10.7t	
	(引渡額) t	(独自処理額) 10.7t	(引渡額) t	(独自処理額) 10.7t	(引渡額) t	(独自処理額) 10.7t	(引渡額) t	(独自処理額) 10.7t	(引渡額) t	(独自処理額) 10.7t
その他のガラス製容器	(合計) 7.5t		(合計) 7.6t		(合計) 7.6t		(合計) 7.6t		(合計) 7.6t	
	(引渡額) t	(独自処理額) 7.5t	(引渡額) t	(独自処理額) 7.6t	(引渡額) t	(独自処理額) 7.6t	(引渡額) t	(独自処理額) 7.6t	(引渡額) t	(独自処理額) 7.6t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	2.5t		2.6t		2.7t		2.9t		3.0t	
主として段ボール製の容器	74.4		78.2t		82.2t		86.3t		90.8t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡額) t	(独自処理額) 0t	(引渡額) t	(独自処理額) 0t	(引渡額) t	(独自処理額) 0t	(引渡額) t	(独自処理額) 0t	(引渡額) t	(独自処理額) 0t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 5.7t		(合計) 6.1t		(合計) 6.6t		(合計) 7t		(合計) 7.5t	
	(引渡額) t	(独自処理額) 5.7t	(引渡額) t	(独自処理額) 6.1t	(引渡額) t	(独自処理額) 6.6t	(引渡額) t	(独自処理額) 7t	(引渡額) t	(独自処理額) 7.5
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 35.8t		(合計) 38.4t		(合計) 41t		(合計) 43.9t		(合計) 47.1t	
	(引渡額) t	(独自処理額) 35.8t	(引渡額) t	(独自処理額) 38.4t	(引渡額) t	(独自処理額) 41t	(引渡額) t	(独自処理額) 43.9t	(引渡額) t	(独自処理額) 47.1t
(うち白色トレイ)	(合計) 0.7t		(合計) 0.8t		(合計) 0.8t		(合計) 0.8t		(合計) 0.9t	
	(引渡額) t	(独自処理額) 0.7t	(引渡額) t	(独自処理額) 0.8t	(引渡額) t	(独自処理額) 0.8t	(引渡額) t	(独自処理額) 0.8t	(引渡額) t	(独自処理額) 0.9t

※紙製の容器包装については、その他雑紙の区分で分別収集している。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

金属・ガラス＝直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

紙類・プラスチック＝直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

×分別基準適合品収集増加率(105%)

なお人口変動率は、人口減と若者定住促進事業および別荘地帯への移住者による人口増加を勘案し、次のとおり設定した。

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
7,960人 (対前年比) 100.1%	7,968人 (対前年比) 100.1%	7,976人 (対前年比) 100.1%	7,984人 (対前年比) 100.1%	7,992人 (対前年比) 100.1%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶	南諏衛生施設組合 (組合からの業務委託) 諏訪南行政事務組合	南諏衛生施設組合
	アルミ製容器			諏訪南行政事務組合
ガラス	無色のガラス製容器	無色のガラスびん	南諏衛生施設組合 (組合からの業務委託) 諏訪南行政事務組合	南諏衛生施設組合
	茶色のガラス製容器	茶色のガラスびん		諏訪南行政事務組合
	その他のガラス製容器	その他のガラスびん		
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	村による定期回収 (村からの業務委託)	民間業者 (委託)
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル		
	(白色発泡スチロール製食品トレイ)	白色トレイ		
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		



## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面、缶・ガラスびんについては南諏衛生施設組合で分別、圧縮、保管しているが、段ボール、その他の紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の分別収集は村独自で実施している。

さらに、容器包装廃棄物の分別収集を促進し、循環型社会の構築に向け、省資源化や省エネルギー化を推進するために、令和3年度を目途に、資源物・不燃ごみ・粗大ごみの資源化処理を行うリサイクルセンターの整備を行います。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶	不燃コンテナ	4t ユニック車	粗大ごみ処理施設で圧縮保管
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	無色のガラスびん	プラスチックコンテナ	4tトラック	ストックヤードで保管
茶色のガラス製容器	茶色のガラスびん			
その他のガラス製容器	その他のガラスびん			
飲料用紙製容器	紙パック	ネット袋	2tトラック車	民間業者（委託）
段ボール	段ボール	フレコン	4t ユニック車	
その他の紙製容器包装	紙製容器包装	フレコン		
ペットボトル	ペットボトル	ネット袋	3tトラック車	
その他のプラスチック製容器包装	白色トレイ	ネット袋		
	プラスチック製容器包装	ポリ袋		

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

- ・ 住民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑効果的に進めていくため、住民で構成されている衛生自治会で一層の推進を図っていく。
- ・ 衛生自治会等の住民団体による集団回収を促進するため、環境整備の支援を行なう。
- ・ 住民説明会、村広報誌、ホームページ及び有線放送などを通じて容器包装廃棄物の分別収集の徹底を図って行く。
- ・ 毎年度、分別収集記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事業評価を行うこととする。